- 参考資料１

令和８年度における老健局等の取組予定

令和８年度における老健局等の取組予定（計画関連）

☑　地域包括ケア「見える化」システム

・　各地域の人口減少・サービス需要の変化等の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築する上で、当該分析に資する新たな地域分析ツール（人口メッシュ・レーダーチャート等）や将来推計機能を用いた活用方法の研修を行う。

☑　自治体の伴走支援（中山間・人口減少地域）

・　特定地域居宅サービスや、特定地域居宅サービス等事業の導入に向けた検討を行う自治体に対して、導入を検討する場や事業開始に向けた事業者等関係者との調整に関して必要な伴走支援を行う。

☑　都道府県の伴走支援（計画策定プロセス、医療・介護連携、高齢者向け住まい）

・　「計画策定プロセス」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」について、都道府県による市町村支援に関する優良事例の収集・活用、都道府県・市町村の連携支援等を通じて、都道府県による市町村支援の手法を整理する。

☑　効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール

・　点検ツールの活用について都道府県による市町村支援を推進するため、集合研修や個別相談、第10期計画策定における活用方法の発信等を行う。

☑　人材推計のためのツール

・　人材推計に必要なワークシート等の配布を行う（秋頃を目途）。

- 参考資料２

 第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた事前準備に関する留意事項について
 （令和８年３月26日付事務連絡）

第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた事前準備に関する留意事項について
（令和８年３月26日付事務連絡）

日頃より、介護保険行政の適正な運営に尽力いただき、御礼申し上げます。

昨年12月25日に社会保障審議会介護保険部会でとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」（以下「意見書」という。）においては、2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じること等も踏まえ、地域の状況に応じた、きめ細かな対応が求められている。**このような地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、都道府県、市町村、地域の関係者が現状や課題について共通認識をもった上で、介護サービスの提供体制を確保するための方策や目指すべき方向性について、地域の実情に応じて、2040年に向けて地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護の一層の連携を図り、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための取組等を十分に勘案した上で、具体的な取組や目標を介護保険事業（支援）計画に定めることが重要**である。

このようなことを踏まえ、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための指針（以下「基本指針」という。）の構成（イメージ）について、本年３月９日開催の第134回社会保障審議会介護保険部会において、意見書の内容を踏まえた形として提示した上でご議論いただき、当該議論の内容や第10期介護保険事業（支援）計画（以下「第10期計画」という。）における基本的な考え方や方向性について、令和７年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議においてお示ししたところである。

今後、各都道府県及び市町村において、第10期計画の策定に向けて具体的な検討を進めていただくこととなるが、上記のとおり、**第10期計画の策定に当たっては、都道府県、市町村、地域の関係者が現状や課題について共通認識をもった上で取り組むことが、これまで以上に重要となる**ため、**第10期計画の策定が本格化する前に、都道府県の積極的な関与の下、あらかじめ取り組んでいただきたい事項**について、下記のとおりお示しするので、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、第10期計画の策定に向けて、遺漏なきようご対応をお願いする。

第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた事前準備に関する留意事項について
（令和８年３月26日付事務連絡）

第10期計画の策定に当たっては、第９期計画期間における実績等を踏まえつつ、地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、地域の実情に応じて、介護サービス提供体制を計画的に確保していく必要がある。その際、**市町村単位を基本とした上で、必要に応じて、都道府県が積極的に関与しながら、近隣の市町村を含めた広域的な観点から議論することが重要**である。

第10期計画期間に係る基本指針の見直し案や令和９年度介護報酬改定の具体的な内容については、今後、国における議論が行われる予定であり、これに対応する形で、各市町村における次期介護保険事業（支援）計画の策定作業については、例年、計画期間開始の前年度の夏以降に本格化することとなるが、中長期的な推計に基づくサービス提供体制の計画的かつ広域的な議論を進めることができるよう、**都道府県及び市町村は、第10期計画策定に向けて、次の論点について令和８年度当初から必要なデータの整理、地域分析等を行い**、**本年夏頃（７月を目途）に都道府県・市町村間で課題認識等の共有・意見交換を行う**など、都道府県及び市町村でよく連携しながら、別添資料の手順も踏まえて、2040年を見据えた第10期計画の策定に取り組むこと。

なお、第10期計画の策定において様々な取組等をお願いすることを踏まえ、今後、国における都道府県の計画策定支援を検討している。また、本事務連絡を踏まえた取組状況について、例年実施している各地方厚生（支）局における介護保険事業計画に関する都道府県ヒアリングに合わせて、フォローアップを予定しているので、ご協力をお願いする。

第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた事前準備に関する留意事項について
（令和８年３月26日付事務連絡）

１．介護サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計について（資料p.13、14）

（１）基本的な考え方

・　第10期計画及び中長期的なサービス提供体制の確保に向けた議論の基礎となる地域のサービス提供の実態や課題及び中長期的な状況について、**市町村は、市町村全体及び地区・地域別の状況を確認すること**。

・　その際、**サービス見込量は、2040年度を含む中長期的な推計を確認すること**。

・　当該現状及び中長期的な状況の確認・分析に当たっては、既存の各種政府統計や地域包括ケア「見える化」システム等を活用するほか、第134回社会保障審議会介護保険部会資料1－1の11頁でお示ししている**「介護保険事業（支援）計画の策定に当たって確認すべき指標・状況」**を参考とすること。

（２）確認・検討すべき主な事項（一例）

・　第９期計画期間の計画と実績を確認し、乖離要因等の評価やサービス提供体制に関する足下の課題分析を行うこと。

・　中長期の人口や見込量推計を確認し、現在の事業所の分布・稼働状況等を勘案し、足下のサービス提供体制に関する課題を踏まえ、今後の目指すべき方向性について、地域の関係者を含めて議論すること。

・　上記を踏まえ、中長期的なサービス提供体制の確保に関して、具体的に取り組むべき事項について議論すること。

（３）都道府県・市町村間の連携等

・　都道府県は、管内市町村が共通の観点で円滑に上記の分析等を行うことができるよう、**本年４月頃に、市町村に対してあらかじめ分析の観点や手法を示した上でサービス提供の実態等の確認や推計の実施を要請するなど、適宜市町村に対する支援を行うこと**。

・　また、都道府県は、市町村における（２）の確認・検討すべき事項等の検討状況の確認及び課題の共有等のため、**本年夏頃（７月を目途）として、管内市町村との意見交換（ヒアリング）を行うこと**。

・　当該意見交換は、市町村単独ではサービス確保が困難、隣接する市町村に所在する事業所が主たる担い手になっている等の場合には、必要に応じて、老人福祉圏域単位や隣接する市町村等を含めた会議体とするなど、広域的な開催とすること。

第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた事前準備に関する留意事項について
（令和８年３月26日付事務連絡）

２．地域の分類に基づくサービス提供体制の確保に向けた議論について（資料p.13、15）

（１）基本的な考え方

・　意見書に盛り込まれた、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保に関する方策については、今後、国の社会保障審議会介護給付費分科会等において、中山間・人口減少地域の範囲や、配置基準・報酬等の詳細について、具体化に向けた検討を進めていくが、第10期計画の策定においては、介護サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計（１．参照）と併せて、地域毎のサービス提供の課題に係る実態を把握し、対応の検討を早期に開始することが重要である。

（２）確認・検討すべき主な事項（一例）

・　**都道府県においては、管内市町村における基準該当サービスや離島等相当サービス等の実施状況、特別地域加算の実施状況、介護サービス事業所・施設数やその変動状況を確認すること**（※１）。

・　その上で、これらの状況や管内の地域特性を鑑みて、**特にサービス提供に課題を有していることが見込まれる又は今後サービス提供に課題が生じることが見込まれる市町村**（※２）について、**各サービス種別ごとの介護サービスの提供状況の現状**（※３）、当該市町村における**介護サービス事業所・施設の運営状況**（※４）等について、**市町村を通じた把握を行うこと**。

（※１）管内市町村における介護サービス事業所・施設（基準該当サービスを含む。）の把握は、各都道府県で管理している事業所台帳管理システム等を活用することが考えられる。

（※２）例えば、訪問介護等、介護サービス事業所・施設数が減少している市町村や、介護サービス事業所・施設が僅少な市町村が考えられる。

（※３）例えば、当該市町村内に特定の介護サービス類型の事業所・施設が存在しない場合に、どのようにサービス提供が行われているか等が考えられる。

（※４）例えば、訪問介護等について、利用者宅間の移動に係る負担や季節による繁閑、職員確保の困難さ等から、赤字が継続していないかどうか、配置基準を満たすための職員の確保が困難となっていないかどうか等、経営状況や人員体制の状況を把握することが考えられる。

第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた事前準備に関する留意事項について
（令和８年３月26日付事務連絡）

２．地域の分類に基づくサービス提供体制の確保に向けた議論について（続き）

（３）都道府県・市町村間の連携等

・　都道府県は、（２）に掲げた介護サービスの提供状況等の把握に向けて、**本年４月頃に、市町村に対して必要な依頼等を行う**とともに、**市町村における必要な実態把握や検討等が進むよう、適宜支援を行うこと**。

・　また、都道府県は、**本年夏頃（７月を目途）に**、第９期における取組の振り返りや地域分析等に基づく、**サービス提供に係る市町村の課題認識を確認する**とともに、従来の対応を確認しつつ、**サービス確保の今後の在り方について市町村と議論を開始すること**。

・　その上で、**特例介護サービスの新たな類型の導入に係る検討の要否も含め**、都道府県・市町村間で調整を行い、**第10期計画において、中山間・人口減少地域の実情に応じたサービス提供体制の在り方の方向性について記載すること**。

第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた事前準備に関する留意事項について
（令和８年３月26日付事務連絡）

３．医療・介護連携の推進について（資料p.13、16）

（１）基本的な考え方

・　2040年にかけて、介護と医療の複合ニーズを有する85歳以上の高齢者が一貫して増加することを踏まえ、適切な医療・介護サービスの受け皿を確保するため、2040年に向けた医療・介護連携に係る提供体制等について、各地域において検討を行うことが必要である。

（２）確認・検討すべき主な事項（一例）

・　2040年に向けた医療・介護連携に係る提供体制等について実効性を伴う形で議論するため、**地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針に基づく医療と介護の協議の場その他これに類する会議（以下「協議の場等」という。）を介護保険事業計画の策定の初期の段階で開催すること**。

・　**慢性期の医療需要に対応する医療・介護提供状況やその課題について関係者での共有を図ること**。

・　介護保険施設の協力医療機関の確保について、**協力医療機関を確保できていない施設をリスト化し、マッチングに向けた議論を行うこと**。

（３）都道府県・市町村間の連携等

・　都道府県は、**本年４月頃に、協議の場等の開催予定時期を事前に周知するなど、適宜市町村に対する支援を行うこと**。

・　また、協議の場等の開催や地域医療構想との連携等については、**介護保険主管部（局）・衛生主管部（局）間で連携・調整を行うこと**。

・　本項については、医政局とも協議済であり、衛生主管部（局）にその旨伝えていただいて差し支えないこと。

第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた事前準備に関する留意事項について
（令和８年３月26日付事務連絡）

４．高齢者向け住まいの設置状況等の勘案について（資料p.13、17）

（１）基本的な考え方

・　有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、**第10期計画の策定においては、これらの入居定員総数や、要介護者の人数、利用状況等も踏まえて、介護ニーズの見込み等を定める必要がある**。

（２）確認・検討すべき主な事項（一例）

・　**都道府県においては、把握している（１）に記載の情報を市町村に提供すること**。

・　市町村においては、都道府県から提供された有料老人ホームやサ高住における入居定員総数等の情報を踏まえ、在宅サービス利用者のうち高齢者向け住まい入居者の概数を可視化し、これを、**特定施設入居者生活介護をはじめとする介護サービスの見込み等を定める参考とすること**。

（３）都道府県・市町村間の連携等

・　都道府県は、本年４月頃に、有料老人ホームやサ高住における入居定員総数等を踏まえて介護サービスの見込量を定めることの要請や、必要なデータの提供を行う時期を事前に周知するなど、適宜市町村に対する支援を行うこと。

・　また、都道府県は、**本年夏頃（７月を目途）に、有料老人ホーム・サ高住における入居定員総数等のデータを市町村に提供すること**。

第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた事前準備に関する留意事項について
（令和８年３月26日付事務連絡）

５．介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等について（資料p.13、18）

（１）基本的な考え方

・　介護サービス需要が更に高まる一方で、生産年齢人口の減少が見込まれる中、介護サービスの提供やその体制の確保のため、人材確保・生産性向上・経営改善支援について一体的に推進することが必要である。

（２）確認・検討すべき主な事項（一例）、都道府県・市町村間の連携等

・　介護人材確保に向けては、**都道府県**においては、**介護人材確保に係る定量的な目標とその時期等を設定**し、**地域の実情を踏まえて、その達成に向けて重点的に取り組む事項を明確化し、これらを計画素案に反映すること**。その際、①多様な人材の確保・育成、②離職防止・定着促進・生産性向上、経営基盤の強化、③介護職の魅力向上、④外国人介護人材の受入環境整備など総合的に取組を進めることが重要であることから、これらも踏まえて**具体的な目標を掲げること**。

・　**市町村**においては、介護人材確保の取組を行うに当たっては、①多様な人材の確保・育成、②離職防止・定着促進・生産性向上、経営基盤の強化、③介護職の魅力向上、④外国人介護人材の受入環境整備などについて、具体的な目標を掲げ、都道府県と連携して取組を行うことが重要であるため、**県の取組状況も踏まえ、必要に応じて記載すること**。

・　生産性向上・経営改善支援等に向けては、**都道府県において、目標（KPI）を設定**し、その達成に向けて各都道府県のワンストップ型の窓口である介護生産性向上総合相談センターにおける取組事項等、**重点的に取り組む事項を明確化すること**。その際、生産性向上等の取組を戦略的に推進するための協議体である**都道府県介護現場革新会議等において、都道府県が主体となり、地域の課題、現在実施している支援策の内容等を整理すること**。なお、都道府県介護現場革新会議において議論を行い、すでにKPIを設定している場合には、当該KPIを計画の目標として差し支えない。

・　経営改善支援に関する目標や取組事項については、県内事業者における協働化の取組件数や支援機関が連携して実施する相談対応件数等が想定されるが、都道府県の実情に応じた目標や取組事項を定めること。なお、介護事業者への経営改善支援については、今年度実施中の老人保健健康増進等事業「介護事業者の経営支援モデル事業」の報告書等が来年度上期までに発出される予定であるため、参考とされたい。

・　市町村においては、必要に応じて都道府県介護現場革新会議等に参加するとともに、県の取組状況も踏まえ、必要に応じて取組事項を記載すること。

第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた事前準備に関する留意事項について
（令和８年３月26日付事務連絡）

６．　認知症施策の推進について（資料p.13、19）

（１）基本的な考え方

・　都道府県及び市町村において、認知症の人の社会参加の場や必要な保健医療サービス及び介護サービス等について、データを活用して現状を確認し、共生社会を実現するために必要な今後の具体的な取組を定めて記載すること。

（２）確認・検討すべき主な事項（一例）、都道府県・市町村間の連携等

・　認知症の人と家族等の参画を得ながら、
①　社会参加の機会の確保に向けた取組（認知症カフェや本人ミーティング、ピアサポート活動といった社会参加の機会・場）
②　若年性認知症支援コーディネーターや認知症地域支援推進員の配置
③　医療・介護の体制（初期集中支援チームや認知症サポート医、認知症疾患医療センター等）
について、認知症の人の推計や「見える化」システムを活用した人口推計、サービス見込量等のデータを活用しながら、**各都道府県内又は各市町村内における設置箇所数や活用状況、果たしている機能、現状のニーズと今後の見込み等の現状を確認**し、**都道府県又は市町村として考える今後の姿を示し、その姿の実現に必要となる具体的な取組を定めること**。

・　都道府県と市町村のそれぞれにおいて把握した現状や今後の姿について突合し、それぞれの視点から、**認知症に対する医療・介護の体制について、**
①　介護保険事業（支援）計画の策定の際に都道府県と市町村で話す場
②　協議の場等
などを活用して確認を行うこと。

・　例えば、各医療・介護資源の地域偏在や、利用状況から見える必要とされる機能の確認、市町村から見たアクセスの状況などを確認することを通して、都道府県と市町村の役割分担の下で、必要な支援体制を議論すること。

・　各都道府県においては、議論が円滑に進むよう、市町村に活用可能なデータや議論に必要な視点などを事前に共有し、適切な市町村支援を行うこと。

・　こうした中で、認知症の人や家族等と出会い、対話し、意見を交換して認識の共有を踏まえた上で、**共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第65号）及び認知症施策推進基本計画（令和６年12月３日閣議決定）の基本的施策に基づき第10期計画を策定すること**。

- 参考資料３

 特定地域（中山間・人口減少地域）の基準に
 該当する市町村リスト

（参考）特別地域加算、離島等相当サービスの対象地域リスト①

（◎:全部指定、○:一部指定）

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
北海道	函館市			○			○	○
北海道	旭川市			○				
北海道	釧路市			○				
北海道	北見市			○				
北海道	芦別市			◎				
北海道	紋別市			◎				
北海道	士別市			○				
北海道	名寄市						○	○
北海道	歌志内市						◎	◎
北海道	深川市			○				
北海道	富良野市			○				
北海道	伊達市			○			○	○
北海道	石狩市			○				
北海道	北斗市			○				
北海道	松前町			○				
北海道	福島町			○			○	○
北海道	知内町			◎				
北海道	木古内町			◎				
北海道	鹿部町			◎				
北海道	森町			○			○	○
北海道	八雲町			◎				
北海道	長万部町			◎				
北海道	上ノ国町			◎				
北海道	厚沢部町			◎				
北海道	乙部町			◎				
北海道	奥尻町	◎						
北海道	今金町			◎				
北海道	せたな町			○			○	○
北海道	島牧村			◎				
北海道	寿都町			○				
北海道	黒松内町			◎				
北海道	蘭越町			○			○	○
北海道	ニセコ町						◎	◎
北海道	真狩村						◎	◎
北海道	留寿都村						◎	◎
北海道	喜茂別町			◎				
北海道	京極町			◎				
北海道	共和町			○			○	○
北海道	岩内町			○				
北海道	泊村			◎				
北海道	神恵内村			◎				
北海道	積丹町			○			○	○
北海道	古平町			◎				
北海道	仁木町			◎				
北海道	赤井川村			◎				
北海道	奈井江町						◎	◎
北海道	上砂川町						◎	
北海道	浦臼町						◎	◎
北海道	新十津川町			◎				
北海道	雨竜町						◎	◎

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
北海道	北竜町						◎	◎
北海道	沼田町			◎				
北海道	愛別町			◎				
北海道	上川町			◎				
北海道	南富良野町			◎				
北海道	占冠村			◎				
北海道	和寒町						◎	
北海道	下川町			◎				
北海道	美深町			◎				
北海道	音威子府村			◎				
北海道	中川町			◎				
北海道	幌加内町			◎				
北海道	増毛町			◎				
北海道	小平町			◎				
北海道	苫前町			◎				
北海道	羽幌町	○		○				
北海道	初山別村			◎				
北海道	遠別町			◎				
北海道	天塩町			◎				
北海道	猿払村			◎				
北海道	浜頓別町			◎				
北海道	中頓別町			◎				
北海道	枝幸町			◎				
北海道	豊富町			◎				
北海道	礼文町	◎						
北海道	利尻町	◎						
北海道	利尻富士町	◎						
北海道	幌延町			◎				
北海道	津別町			◎				
北海道	清里町			◎				
北海道	置戸町			◎				
北海道	佐呂間町						◎	◎
北海道	遠軽町			◎				
北海道	湧別町			○			◎	◎
北海道	滝上町			◎				
北海道	興部町			◎				
北海道	西興部村			◎				
北海道	雄武町			◎				
北海道	大空町						◎	◎
北海道	豊浦町			◎				
北海道	壮瞥町						◎	◎
北海道	厚真町						◎	◎
北海道	洞爺湖町						○	○
北海道	安平町						◎	◎
北海道	むかわ町			○			◎	◎
北海道	日高町			○			○	○
北海道	平取町			◎				
北海道	新冠町			◎				
北海道	浦河町			◎				
北海道	様似町			◎				

（参考）特別地域加算、離島等相当サービスの対象地域リスト②

（◎：全部指定、○：一部指定）

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
北海道	えりも町			◎				
北海道	新ひだか町			◎				
北海道	士幌町						◎	◎
北海道	上士幌町			◎				
北海道	鹿追町						◎	◎
北海道	新得町			◎				
北海道	中札内村						◎	◎
北海道	更別村						◎	◎
北海道	大樹町			◎				
北海道	広尾町			◎				
北海道	幕別町						○	○
北海道	豊頃町			○				
北海道	本別町						◎	◎
北海道	足寄町			◎				
北海道	陸別町			◎				
北海道	浦幌町			○				
北海道	釧路町			○				
北海道	厚岸町	○		○			○	○
北海道	浜中町						◎	◎
北海道	標茶町			○			○	○
北海道	弟子屈町						◎	◎
北海道	鶴居村			◎				
北海道	白糠町			◎				
北海道	別海町			◎				
北海道	中標津町						○	
北海道	標津町			◎				
青森県	青森市			○				
青森県	弘前市			○				
青森県	黒石市			○				
青森県	五所川原市			○				
青森県	むつ市			○				
青森県	平川市			○				
青森県	平内町			◎				
青森県	今別町			◎				
青森県	蓬田村			◎				
青森県	外ヶ浜町			◎				
青森県	鰺ヶ沢町			○				
青森県	深浦町			◎				
青森県	西目屋村			◎				
青森県	大鰐町			○				
青森県	中泊町			○				
青森県	七戸町			○				
青森県	横浜町			◎				
青森県	東通村			◎				
青森県	風間浦村			◎				
青森県	佐井村			◎				
青森県	三戸町			○				
青森県	田子町			◎				
青森県	新郷村			◎				
岩手県	盛岡市			○				

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
岩手県	宮古市			○				
岩手県	大船渡市			○				
岩手県	花巻市			○				
岩手県	北上市			○				
岩手県	久慈市			○				
岩手県	遠野市			○				
岩手県	一関市			○				
岩手県	陸前高田市			○				
岩手県	釜石市			○				
岩手県	二戸市			○				
岩手県	八幡平市			○				
岩手県	奥州市			○				
岩手県	雫石町			○				
岩手県	葛巻町			◎				
岩手県	岩手町			○				
岩手県	紫波町			○				
岩手県	西和賀町			◎				
岩手県	住田町			◎				
岩手県	大槌町			○				
岩手県	山田町			○				
岩手県	岩泉町			◎				
岩手県	田野畑村			◎				
岩手県	普代村			◎				
岩手県	軽米町			○				
岩手県	野田村			◎				
岩手県	九戸村			○				
岩手県	洋野町			◎				
岩手県	一戸町			○				
宮城県	仙台市			○				
宮城県	石巻市	○						
宮城県	塩竈市	○						
宮城県	気仙沼市			○				
宮城県	登米市			○				
宮城県	栗原市			○			○	○
宮城県	大崎市			○				
宮城県	七ヶ宿町			◎				
宮城県	川崎町			◎				
宮城県	丸森町			○			○	○
宮城県	大和町			○				
宮城県	加美町			○			○	○
宮城県	女川町	○					○	○
宮城県	南三陸町			○				
秋田県	秋田市			○				
秋田県	能代市			○				
秋田県	横手市			○				
秋田県	大館市			○				
秋田県	湯沢市			○				
秋田県	鹿角市			○				
秋田県	由利本荘市			○			○	○
秋田県	大仙市			○				

（参考）特別地域加算、離島等相当サービスの対象地域リスト③

（◎：全部指定、○：一部指定）

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
秋田県	北秋田市			○				
秋田県	にかほ市			○				
秋田県	仙北市			○				
秋田県	小坂町			○				
秋田県	上小阿仁村			◎				
秋田県	藤里町			◎				
秋田県	三種町			○				
秋田県	八峰町			◎				
秋田県	五城目町			○				
秋田県	井川町			○				
秋田県	羽後町			○				
秋田県	東成瀬村			◎				
山形県	山形市			○				
山形県	米沢市			○				
山形県	鶴岡市			○			○	
山形県	酒田市	○		○				
山形県	寒河江市			○				
山形県	上山市			○				
山形県	村山市						○	
山形県	天童市			○				
山形県	東根市			○				
山形県	尾花沢市			○			○	○
山形県	南陽市			○				
山形県	西川町			◎				
山形県	朝日町			○				
山形県	大江町			○			○	○
山形県	金山町			◎				
山形県	最上町			◎				
山形県	舟形町			○			○	○
山形県	真室川町			○				
山形県	大蔵村			◎				
山形県	鮭川村			○			○	○
山形県	戸沢村			○			○	○
山形県	高畠町			○				
山形県	川西町			○				
山形県	小国町			◎				
山形県	白鷹町			○				
山形県	飯豊町			○				
山形県	庄内町			○				
福島県	福島市			○				
福島県	会津若松市			○				
福島県	郡山市			○			○	○
福島県	いわき市			○				
福島県	白河市			○				
福島県	須賀川市						○	○
福島県	喜多方市			○				
福島県	相馬市			○				
福島県	田村市			○				
福島県	南相馬市			○			○	
福島県	伊達市						○	

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
福島県	川俣町			○				
福島県	大玉村			○				
福島県	天栄村			○				
福島県	下郷町			◎				
福島県	檜枝岐村			◎				
福島県	只見町			◎				
福島県	南会津町			◎				
福島県	北塩原村			◎				
福島県	西会津町			○				
福島県	猪苗代町			○				
福島県	柳津町			◎				
福島県	三島町			○				
福島県	金山町			◎				
福島県	昭和村			◎				
福島県	会津美里町			○				
福島県	西郷村			◎				
福島県	棚倉町			○				
福島県	矢祭町			○				
福島県	塙町			○				
福島県	鮫川村			◎				
福島県	小野町			○				
福島県	広野町			◎				
福島県	楢葉町			○				
福島県	川内村			◎				
福島県	大熊町			○				
福島県	浪江町			○				
福島県	葛尾村			◎				
福島県	飯舘村			◎				
茨城県	日立市			○				
茨城県	常陸太田市			○				
茨城県	高萩市			○				
茨城県	常陸大宮市			○				
茨城県	城里町			○				
茨城県	大子町			○				
栃木県	栃木市			○				
栃木県	佐野市			○				
栃木県	鹿沼市			○			○	○
栃木県	日光市			○				
栃木県	大田原市			○				
栃木県	矢板市			○				
栃木県	那須塩原市			○				
栃木県	茂木町			○				
栃木県	塩谷町			○				
栃木県	那須町			○				
栃木県	那珂川町			○				
群馬県	高崎市			○				
群馬県	桐生市			○				
群馬県	沼田市			○				
群馬県	渋川市			○				
群馬県	藤岡市			○				

（参考）特別地域加算、離島等相当サービスの対象地域リスト④

（◎:全部指定、○:一部指定）

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
群馬県	安中市			○				
群馬県	みどり市			○				
群馬県	上野村			◎			◎	◎
群馬県	神流町			◎				
群馬県	下仁田町			○				
群馬県	南牧村			○				
群馬県	中之条町			○				
群馬県	長野原町			◎				
群馬県	嬬恋村			◎				
群馬県	高山村			◎				
群馬県	東吾妻町			○				
群馬県	片品村			◎				
群馬県	川場村			◎				
群馬県	みなかみ町			○				
埼玉県	秩父市			○			○	○
埼玉県	飯能市			○				
埼玉県	本庄市			○				
埼玉県	ときがわ町			○				
埼玉県	横瀬町			○				
埼玉県	皆野町			○				
埼玉県	小鹿野町			○				
埼玉県	神川町			○				
千葉県	大多喜町			○				
東京都	檜原村			◎				
東京都	奥多摩町			◎				
東京都	大島町	◎						
東京都	利島村	◎						
東京都	新島村	◎						
東京都	神津島村	◎						
東京都	三宅村	◎						
東京都	御蔵島村	◎						
東京都	八丈町	◎						
東京都	青ヶ島村	◎						
東京都	小笠原村				◎			
神奈川県	相模原市			○				
神奈川県	山北町			○				
神奈川県	清川村			◎				
新潟県	新潟市			○				
新潟県	長岡市			○				
新潟県	三条市			○				
新潟県	柏崎市			○				
新潟県	加茂市			○				
新潟県	十日町市			○			○	○
新潟県	村上市			○			○	○
新潟県	糸魚川市			○			○	○
新潟県	妙高市			○				
新潟県	五泉市			○				
新潟県	上越市			○			○	○
新潟県	佐渡市	◎						
新潟県	魚沼市			○				

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
新潟県	南魚沼市			○				
新潟県	胎内市			○				
新潟県	阿賀町			○			◎	◎
新潟県	湯沢町			○				
新潟県	津南町						○	○
新潟県	関川村			◎				
新潟県	粟島浦村	◎						
富山県	富山市			○				
富山県	高岡市			○				
富山県	魚津市			○				
富山県	氷見市						◎	◎
富山県	黒部市			○				
富山県	南砺市			○				
富山県	上市町			○				
富山県	立山町			○				
富山県	朝日町			○				
石川県	金沢市			○				
石川県	七尾市			○				
石川県	小松市			○			○	○
石川県	輪島市	○		○			○	○
石川県	珠洲市			○			○	○
石川県	加賀市			○				
石川県	白山市			○			○	○
石川県	能美市			○				
石川県	津幡町			○				
石川県	志賀町			○			○	○
石川県	宝達志水町			○				
石川県	中能登町			○				
石川県	穴水町			○			○	○
石川県	能登町			○			○	○
福井県	福井市			○				
福井県	小浜市			○				
福井県	大野市			○			◎	
福井県	勝山市						◎	
福井県	あわら市						○	
福井県	坂井市			○				
福井県	永平寺町			○			○	
福井県	池田町			◎			◎	
福井県	南越前町			○			◎	
福井県	越前町			○			○	
福井県	美浜町			○				
福井県	高浜町			○				
福井県	おおい町			○				
福井県	若狭町			○			○	
山梨県	甲府市						○	○
山梨県	都留市			○				
山梨県	山梨市			○				
山梨県	大月市			○				
山梨県	韮崎市			○				
山梨県	南アルプス市			○				

（参考）特別地域加算、離島等相当サービスの対象地域リスト⑤

（◎:全部指定、○:一部指定）

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
山梨県	北杜市			○				
山梨県	甲斐市						○	○
山梨県	笛吹市			○				
山梨県	上野原市			○				
山梨県	甲州市			○				
山梨県	市川三郷町			○				
山梨県	早川町			◎				
山梨県	身延町			○				
山梨県	南部町			○				
山梨県	富士川町			○				
山梨県	道志村			◎				
山梨県	鳴沢村			◎				
山梨県	富士河口湖町			○			○	○
山梨県	小菅村			◎				
山梨県	丹波山村			◎				
長野県	長野市			○				
長野県	松本市			○				
長野県	上田市			○				
長野県	飯田市			○				
長野県	須坂市			○				
長野県	伊那市			○				
長野県	駒ヶ根市			○				
長野県	大町市			○			○	○
長野県	飯山市			○				
長野県	塩尻市			○				
長野県	佐久市			○				
長野県	安曇野市						○	
長野県	小海町			◎				
長野県	川上村			◎				
長野県	南牧村			◎				
長野県	南相木村			◎				
長野県	北相木村			◎				
長野県	佐久穂町			○				
長野県	軽井沢町			○				
長野県	立科町			○				
長野県	青木村			○				
長野県	長和町			○				
長野県	辰野町			○				
長野県	箕輪町			○				
長野県	中川村			○				
長野県	阿南町			○				
長野県	阿智村			○				
長野県	平谷村			◎				
長野県	根羽村			◎				
長野県	売木村			◎				
長野県	天龍村			◎				
長野県	泰阜村			◎				
長野県	豊丘村			○				
長野県	大鹿村			◎				
長野県	上松町			◎				

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
長野県	南木曽町			◎				
長野県	木祖村			◎				
長野県	王滝村			◎				
長野県	大桑村			◎				
長野県	木曽町			○				
長野県	麻績村						◎	◎
長野県	生坂村			○				
長野県	朝日村			◎				
長野県	筑北村			○			○	○
長野県	池田町						○	○
長野県	白馬村						◎	◎
長野県	小谷村			◎				
長野県	高山村			◎				
長野県	山ノ内町			○				
長野県	木島平村			○				
長野県	野沢温泉村			○				
長野県	信濃町			○				
長野県	栄村			◎				
岐阜県	大垣市			○				
岐阜県	高山市			○				
岐阜県	関市			○				
岐阜県	中津川市			○				
岐阜県	恵那市			○				
岐阜県	山県市			○				
岐阜県	飛騨市			○				
岐阜県	本巣市			○				
岐阜県	郡上市			○				
岐阜県	下呂市			○				
岐阜県	関ケ原町			○				
岐阜県	揖斐川町			○				
岐阜県	七宗町			○				
岐阜県	八百津町			○				
岐阜県	白川町			◎				
岐阜県	東白川村			◎				
静岡県	静岡市			○				
静岡県	浜松市			○			○	○
静岡県	沼津市						○	○
静岡県	熱海市	○						
静岡県	富士宮市			○				
静岡県	島田市			○			○	○
静岡県	藤枝市						○	○
静岡県	下田市			○				
静岡県	伊豆市			○			◎	○
静岡県	東伊豆町			○				
静岡県	河津町			○				
静岡県	南伊豆町			○				
静岡県	松崎町			○				
静岡県	西伊豆町			○				
静岡県	川根本町			◎				◎
静岡県	森町			○				

（参考）特別地域加算、離島等相当サービスの対象地域リスト⑥

（◎：全部指定、○：一部指定）

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
愛知県	岡崎市			○				
愛知県	豊田市			○			○	○
愛知県	西尾市	○						
愛知県	新城市			○			○	○
愛知県	南知多町	○						
愛知県	設楽町			○			○	○
愛知県	東栄町			○			○	○
愛知県	豊根村			◎				
三重県	津市			○				
三重県	松阪市			○				
三重県	名張市			○				
三重県	亀山市			○				
三重県	鳥羽市	○		○				
三重県	熊野市			○				
三重県	いなべ市			○				
三重県	志摩市	○						
三重県	伊賀市			○				
三重県	多気町			○				
三重県	大台町			○				
三重県	度会町			○				
三重県	大紀町			○				
三重県	南伊勢町			○				
三重県	紀北町			○				
三重県	御浜町			○				
三重県	紀宝町			○				
滋賀県	長浜市			○				
滋賀県	近江八幡市	○						
滋賀県	甲賀市			○				
滋賀県	高島市			○				
滋賀県	東近江市			○				
滋賀県	米原市			○				
滋賀県	多賀町			○				
京都府	京都市			○				
京都府	福知山市			○				
京都府	舞鶴市			○				
京都府	綾部市			○				
京都府	宮津市			○				
京都府	京丹後市			○				
京都府	南丹市			○				
京都府	宇治田原町			○				
京都府	和束町			○				
京都府	南山城村			◎			◎	◎
京都府	京丹波町			○				
京都府	与謝野町			○				
兵庫県	姫路市	○		○			○	○
兵庫県	洲本市			○				
兵庫県	豊岡市			○				
兵庫県	丹波篠山市			○				
兵庫県	養父市			○				
兵庫県	丹波市			○				

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
兵庫県	南あわじ市	○		○				
兵庫県	朝来市			○				
兵庫県	宍粟市			○				
兵庫県	多可町			○				
兵庫県	市川町			○				
兵庫県	神河町			○				
兵庫県	佐用町			○			○	○
兵庫県	香美町			○				
兵庫県	新温泉町			○			○	○
奈良県	奈良市			○				
奈良県	五條市			○				
奈良県	宇陀市			○				
奈良県	山添村			○				
奈良県	曽爾村			◎				
奈良県	御杖村			◎				
奈良県	吉野町			○				
奈良県	下市町			○				
奈良県	黒滝村			◎				
奈良県	天川村			◎				
奈良県	野迫川村			◎				
奈良県	十津川村			◎				
奈良県	下北山村			◎				
奈良県	上北山村			◎				
奈良県	川上村			◎				
奈良県	東吉野村			◎				
和歌山県	田辺市			○				
和歌山県	新宮市			○				
和歌山県	紀の川市			○				
和歌山県	紀美野町			○				
和歌山県	かつらぎ町			○				
和歌山県	高野町			◎				
和歌山県	有田川町			○			○	○
和歌山県	印南町			○				
和歌山県	みなべ町			○				
和歌山県	日高川町			○				
和歌山県	白浜町			○				
和歌山県	上富田町			○				
和歌山県	すさみ町			○			○	○
和歌山県	那智勝浦町			○				
和歌山県	古座川町			◎				
和歌山県	北山村			◎				
和歌山県	串本町			○				
鳥取県	鳥取市			○			○	
鳥取県	倉吉市			○			○	
鳥取県	岩美町			○			○	
鳥取県	若桜町			◎				
鳥取県	智頭町			◎				
鳥取県	八頭町			○			○	○
鳥取県	三朝町			○			○	○
鳥取県	湯梨浜町						○	

（参考）特別地域加算、離島等相当サービスの対象地域リスト⑦

（◎:全部指定、○:一部指定）

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
鳥取県	琴浦町			○			◎	
鳥取県	北栄町						○	
鳥取県	大山町			○			○	
鳥取県	南部町			○			○	
鳥取県	伯耆町			○			○	
鳥取県	日南町			◎				
鳥取県	日野町			◎				
鳥取県	江府町			○			○	
島根県	松江市			○				
島根県	浜田市			○			○	○
島根県	出雲市			○				
島根県	益田市			○			○	
島根県	大田市			○				
島根県	安来市			○				
島根県	江津市			○			○	○
島根県	雲南市			○				
島根県	奥出雲町			○				
島根県	飯南町			◎				
島根県	川本町			○			○	○
島根県	美郷町			◎				
島根県	邑南町			○			○	○
島根県	津和野町			○				
島根県	吉賀町			◎				
島根県	海士町	◎						
島根県	西ノ島町	◎						
島根県	知夫村	◎						
島根県	隠岐の島町	◎						
岡山県	岡山市	○		○				
岡山県	倉敷市	○						
岡山県	津山市			○				
岡山県	玉野市	○						
岡山県	笠岡市	○						
岡山県	井原市			○				
岡山県	総社市			○				
岡山県	高梁市			○			○	○
岡山県	新見市			○				
岡山県	備前市	○		○				
岡山県	瀬戸内市	○						
岡山県	赤磐市			○				
岡山県	真庭市			○				
岡山県	美作市			○				
岡山県	和気町			○				
岡山県	矢掛町			○				
岡山県	新庄村			◎				
岡山県	鏡野町			○				
岡山県	奈義町			○				
岡山県	西粟倉村			◎				
岡山県	久米南町			○				
岡山県	美咲町			○			○	○
岡山県	吉備中央町			○				

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
広島県	広島市	○		○				
広島県	呉市	○					○	○
広島県	竹原市			○				
広島県	三原市	○		○				
広島県	尾道市	○						
広島県	福山市	○						
広島県	府中市			○				
広島県	三次市			○				
広島県	庄原市			○				
広島県	大竹市	○		○				
広島県	東広島市			○			○	○
広島県	廿日市市			○				
広島県	安芸高田市			○			○	○
広島県	江田島市	◎						
広島県	安芸太田町			○			○	○
広島県	北広島町			○			○	○
広島県	大崎上島町	◎						
広島県	世羅町			○				
広島県	神石高原町			○				
山口県	下関市	○		○			○	○
山口県	宇部市			○				
山口県	山口市			○				
山口県	萩市	○		○				
山口県	防府市	○						
山口県	岩国市	○		○			○	○
山口県	光市	○						
山口県	長門市			○			○	○
山口県	柳井市	○						
山口県	美祢市			○				
山口県	周南市	○		○				
山口県	周防大島町	○						
山口県	上関町	○						
山口県	田布施町	○						
山口県	平生町	○						
徳島県	阿南市	○						
徳島県	吉野川市			○				
徳島県	阿波市			○				
徳島県	美馬市			○				
徳島県	三好市			○				
徳島県	上勝町			○				
徳島県	佐那河内村			◎				
徳島県	神山町			○			○	○
徳島県	那賀町			○				
徳島県	牟岐町	○						
徳島県	美波町			○				
徳島県	海陽町			○				
徳島県	つるぎ町			○				
徳島県	東みよし町						○	○
香川県	高松市	○		○				
香川県	丸亀市	○						

（参考）特別地域加算、離島等相当サービスの対象地域リスト⑧

（◎：全部指定、○：一部指定）

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
香川県	坂出市	○						
香川県	観音寺市	○		○				
香川県	さぬき市			○				
香川県	東かがわ市			○				
香川県	三豊市	○						
香川県	土庄町	◎						
香川県	小豆島町	◎						
香川県	直島町	◎						
香川県	綾川町			○				
香川県	多度津町	○						
香川県	まんのう町			○				
愛媛県	松山市	○		○				
愛媛県	今治市	○		○				
愛媛県	宇和島市	○						
愛媛県	八幡浜市	○						
愛媛県	新居浜市	○		○				
愛媛県	西条市			○				
愛媛県	大洲市	○		○			○	○
愛媛県	伊予市			○				
愛媛県	四国中央市			○				
愛媛県	西予市			○			○	○
愛媛県	東温市			○				
愛媛県	上島町	◎						
愛媛県	久万高原町			○				
愛媛県	砥部町			○				
愛媛県	内子町			○				
愛媛県	松野町			◎				
愛媛県	鬼北町			○				
愛媛県	愛南町			○				
高知県	高知市			○				
高知県	室戸市			○				
高知県	安芸市			○				
高知県	南国市			○				
高知県	須崎市			○			○	○
高知県	宿毛市	○		○				
高知県	土佐清水市			○				
高知県	四万十市			○				
高知県	香南市			○				
高知県	香美市			○			○	○
高知県	東洋町			○				
高知県	北川村			◎				
高知県	馬路村			◎				
高知県	芸西村			○				
高知県	本山町			◎				
高知県	大豊町			○			○	○
高知県	土佐町			○			○	○
高知県	大川村			◎				
高知県	いの町			○				
高知県	仁淀川町			○			○	○
高知県	中土佐町			○				

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
高知県	佐川町			○				
高知県	越知町			○				
高知県	檮原町			◎				
高知県	津野町			○			○	○
高知県	四万十町			○			○	○
高知県	三原村			◎				
高知県	黒潮町			○				
福岡県	北九州市	○						
福岡県	福岡市	○		○				
福岡県	飯塚市						○	○
福岡県	八女市			○			○	○
福岡県	豊前市			○			○	○
福岡県	宗像市	○						
福岡県	うきは市			○				
福岡県	宮若市			○				
福岡県	嘉麻市						○	○
福岡県	朝倉市			○				
福岡県	糸島市	○						
福岡県	那珂川市			○				
福岡県	新宮町	○						
福岡県	東峰村			○				
福岡県	添田町			○			○	○
福岡県	みやこ町			○				
福岡県	上毛町			○				
福岡県	築上町			○			○	○
佐賀県	佐賀市			○				
佐賀県	唐津市	○		○				
佐賀県	鹿島市						○	○
佐賀県	神埼市			○				
佐賀県	太良町						○	○
長崎県	長崎市	○					○	
長崎県	佐世保市	○						
長崎県	平戸市	○					○	
長崎県	松浦市	○					○	
長崎県	対馬市	◎						
長崎県	壱岐市	◎						
長崎県	五島市	◎						
長崎県	西海市	○						
長崎県	東彼杵町						◎	
長崎県	小値賀町	◎						
長崎県	新上五島町	◎						
熊本県	八代市			○			○	○
熊本県	水俣市			○				
熊本県	山鹿市			○				
熊本県	菊池市			○				
熊本県	上天草市	○		○				
熊本県	阿蘇市			○				
熊本県	天草市	○		○				
熊本県	大津町			○				
熊本県	南小国町			◎				

（参考）特別地域加算、離島等相当サービスの対象地域リスト⑨

（◎:全部指定、○:一部指定）

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
熊本県	小国町			◎				
熊本県	産山村			◎				
熊本県	高森町			○				
熊本県	西原村			○				
熊本県	南阿蘇村			○				
熊本県	甲佐町			○				
熊本県	山都町			○			○	○
熊本県	芦北町			○				
熊本県	多良木町			○				
熊本県	水上村			◎				
熊本県	相良村			○				
熊本県	五木村			◎				
熊本県	山江村			◎				
熊本県	球磨村			◎				
熊本県	あさぎり町			○				
熊本県	苓北町						◎	◎
大分県	大分市			○				
大分県	中津市			○				
大分県	日田市			○				
大分県	佐伯市	○		○			○	○
大分県	臼杵市			○			○	○
大分県	津久見市	○						
大分県	竹田市			○				
大分県	豊後高田市			○				
大分県	杵築市			○				
大分県	宇佐市			○				
大分県	豊後大野市			○				
大分県	由布市			○				
大分県	国東市			○				
大分県	姫島村	◎						
大分県	九重町			○				
大分県	玖珠町			○			○	○
宮崎県	都城市			○				
宮崎県	延岡市	○		○				
宮崎県	日南市	○		○			○	○
宮崎県	小林市			○				
宮崎県	日向市			○				
宮崎県	串間市	○		○			○	○
宮崎県	西都市			○				
宮崎県	綾町			◎				
宮崎県	西米良村			◎				
宮崎県	木城町			◎				
宮崎県	諸塚村			◎				
宮崎県	椎葉村			◎				
宮崎県	美郷町			◎				
宮崎県	高千穂町			○				
宮崎県	日之影町			◎				
宮崎県	五ヶ瀬町			◎				
鹿児島県	鹿児島市	○						
鹿児島県	鹿屋市			○				

都道府県	市区町村	①離島振興対策実施地域	②奄美群島	③振興山村	④小笠原諸島	⑤沖縄の離島	⑥その他【特別地域加算】	⑥その他【離島等相当サービス】
鹿児島県	出水市	○		○				
鹿児島県	西之表市	◎						
鹿児島県	薩摩川内市	○						
鹿児島県	霧島市			○				
鹿児島県	奄美市		◎					
鹿児島県	伊佐市			○			○	○
鹿児島県	三島村	◎						
鹿児島県	十島村	◎						
鹿児島県	長島町	○						
鹿児島県	錦江町			○				
鹿児島県	南大隅町			○				
鹿児島県	肝付町			○				
鹿児島県	中種子町	◎						
鹿児島県	南種子町	◎						
鹿児島県	屋久島町	◎						
鹿児島県	大和村		◎					
鹿児島県	宇検村		◎					
鹿児島県	瀬戸内町		◎					
鹿児島県	龍郷町		◎					
鹿児島県	喜界町		◎					
鹿児島県	徳之島町		◎					
鹿児島県	天城町		◎					
鹿児島県	伊仙町		◎					
鹿児島県	和泊町		◎					
鹿児島県	知名町		◎					
鹿児島県	与論町		◎					
沖縄県	石垣市					◎		
沖縄県	うるま市					○		
沖縄県	宮古島市					◎		
沖縄県	南城市					○		
沖縄県	本部町					○		
沖縄県	伊江村					◎		
沖縄県	渡嘉敷村					◎		
沖縄県	座間味村					◎		
沖縄県	粟国村					◎		
沖縄県	渡名喜村					◎		
沖縄県	南大東村					◎		
沖縄県	北大東村					◎		
沖縄県	伊平屋村					◎		
沖縄県	伊是名村					◎		
沖縄県	久米島町					◎		
沖縄県	多良間村					◎		
沖縄県	竹富町					◎		
沖縄県	与那国町					◎		

（参考）国が示す数値基準に市町村単位（全域）で該当する市町村リスト

※市町村全域が特別地域加算・離島等相当サービスの対象地域である市町村を除く。

「75歳以上人口密度＝５人/㎢未満」で新たに該当（40市町村）	
北海道夕張市（△）	秋田県大潟村（△）
北海道士別市	山形県真室川町
北海道せたな町	山形県戸沢村
北海道蘭越町	山形県飯豊町
北海道共和町	福島県天栄村
北海道積丹町	福島県三島町
北海道美瑛町（△）	福島県富岡町（△）
北海道羽幌町	福島県大熊町
北海道斜里町（△）	福島県浪江町
北海道小清水町（△）	群馬県みなかみ町
北海道日高町	新潟県湯沢町
北海道清水町（△）	岐阜県揖斐川町
北海道池田町（△）	岐阜県白川村（△）
北海道豊頃町	愛知県設楽町
北海道浦幌町	徳島県上勝町
北海道厚岸町	徳島県那賀町
北海道標茶町	愛媛県久万高原町
北海道中標津町	高知県大豊町
北海道羅臼町（△）	沖縄県国頭村（△）
青森県六ヶ所村（△）	沖縄県東村（△）

「75歳以上人口＝1,000人未満 かつ 減少」で新たに該当（17町村）
北海道福島町
北海道寿都町
北海道剣淵町（△）
福島県磐梯町（△）
福島県楢葉町
群馬県南牧村
長野県生坂村
長野県木島平村
長野県野沢温泉村
長野県小川村（△）
愛知県東栄町
京都府伊根町（△）
鳥取県江府町
島根県川本町
山口県上関町
高知県安田町（△）
福岡県東峰村

（注１）人口は2020年のデータ（総務省「令和２年国勢調査」）、人口変化率は2020年のデータ（総務省「令和２年国勢調査」）と2025年の推計値（社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口　令和５(2023)年推計」）を基に算出。

（注２）△は、特別地域加算・離島等相当サービスの対象地域として、一部の地域も指定されていない市町村（18市町村）

- 参考資料４

 介護SCR、介護SCRを用いる際のユースケース

医療・介護連携の議論に資する介護SCR等のデータ提供について

○ 介護サービスの種類ごとの見込量に関する中長期的な推計やサービス提供体制の検討にあたり、市町村全体及び地域別の現状について、都道府県・市町村及び関係者が共通認識のもとで議論することが必要。

○ 当該議論に活用いただくため、介護SCR等の提供を予定。

介護SCR

○ 介護SCR（Standardized Claim Ratio）とは、ある時点において、全国の平均介護提供量を100とした場合の、各地域における介護提供量を、性年齢階級別の人口構成を加味して数値化したもの。

○ この値が100より大きければ、当該介護サービスが性年齢を補正しても全国より多く提供されていることを意味し、100より小さければ、全国より提供量が少ないということを意味する。

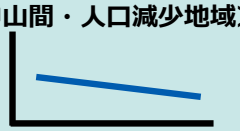
$$SCR = \frac{\sum \text{性年齢階級別レセプト数}}{\sum(\text{性年齢階級別人口} \times \text{全国の性年齢階級別レセプト出現率})} \times 100$$

○ 都道府県、二次医療圏、老人福祉圏域、市町村別の介護SCRを提供予定。

介護SCR等の活用のユースケース

○ 介護SCR等のデータを踏まえ、地域の関係者で医療・介護の提供体制をご議論いただきたいが、SCR等を用いた分析の事例イメージとして、活用のユースケースを提供予定。

<中山間・人口減少地域>



介護SCR活用のユースケース（中山間・人口減少地域の場合）

【STEP1】 地域特性、サービス提供量、将来推計の把握

A）人口動態、地理的特徴、社会資源

○人口推計

	2023年	2030年	2035年	2040年
総人口	3.7千人	2.7千人	2.4千人	2.2千人
生産年齢人口	1.6千人	1.0千人	0.8千人	0.7千人
65歳以上人口	1.8千人	1.4千人	1.3千人	1.2千人
75歳以上人口	1.2千人	1.0千人	0.7千人	0.6千人
85歳以上人口	0.5千人	0.4千人	0.3千人	0.3千人

・町内の地形は山間部であり、車移動は必須。
・住宅は点在しており、訪問系サービスの移動時間は長い。
・近年、独居の高齢者が増加傾向。

B）介護SCR・医療SCRに基づく提供量

○介護SCR（2023年）

訪問系サービス	90.5
通所系サービス	84.5
居住系サービス	51.3
介護老人福祉施設	178.2
介護老人保健施設	182.6
介護医療院	212.3

○医療SCR（2022年）

入院	急性期一般入院料全体	22.6
	地域包括ケア全体	0
	療養病棟入院料全体	14.9
外来	外来受診全体	0.7
在宅	在宅時医学総合管理料等	47.2
	施設入居時等医学総合管理料等	6.9
	訪問看護指示料等	39.7

C）介護サービス需要の将来推計

	2025年	2030年	2035年	2040年
訪問系サービス	1倍	0.92倍	0.87倍	0.86倍
通所系サービス	1倍	0.98倍	0.92倍	0.85倍
居住系サービス	1倍	0.88倍	0.86倍	0.84倍
介護老人福祉施設	1倍	0.94倍	0.86倍	0.80倍
介護老人保健施設	1倍	0.95倍	0.86倍	0.81倍
介護医療院	1倍	0.94倍	0.88倍	0.82倍

【STEP2】 把握したデータの横断的分析

イ）AとBを俯瞰し、現状の提供体制の充足状況を把握
ロ）Bの介護SCRと医療SCRを比較、介護と医療に関する地域特性を把握
ハ）Cの2030年、2040年までの各期間、サービス間の増減幅を把握

イ）生産年齢人口・65歳以上人口はいずれも減るが、2023年に生産年齢人口は65歳以上人口を下回り、その差は2030年に拡大する。住宅は点在しており、移動時間も長いため、医療、介護ともに訪問系サービスの提供量は少ないが、介護の施設系サービスの提供量は多い。

ロ）全国と比べて特に介護の居住系サービス、入院・外来・在宅医療の提供量は少ない。

ハ）介護サービス需要は、2030年、2040年ともに減少し続け、特に施設系サービスの需要の減少幅が比較的大きい。

【STEP3】 横断的分析を踏まえたサービス提供体制構築に向けた検討

STEP2までに把握、分析した内容を組み合わせ、現在の提供体制の維持又は拡充に向けた検討

・2040年に向けて65歳以上人口の減少、生産年齢人口の減少、将来推計として介護サービス需要の減少が見込まれる中、既存の介護保険施設を活用してサービス提供体制の維持が出来ないか検討を行う。その際、施設サービスの維持により、訪問系サービス、通所系サービス等の他サービスの将来需要の負担軽減が可能なのか検討を行う。

・入院医療の提供体制が脆弱であるところ、入院が必要となった場合の対応として、周辺地域との連携に向けた検討を行う。

・生産年齢人口が減少する中、提供体制の維持又は拡充のため、ICTの導入等による効率化や介護従事者の確保策の検討を行う。

<大都市部>

介護SCR活用のユースケース（大都市部の場合）

【STEP1】 地域特性、サービス提供量、将来推計の把握

A）人口動態、地理的特徴、社会資源

○人口推計

	2023年	2030年	2035年	2040年
総人口	24.7万人	25.2万人	26.1万人	26.7万人
生産年齢人口	17.4万人	17.9万人	18.0万人	18.1万人
65歳以上人口	4.5万人	4.9万人	5.4万人	6.0万人
75歳以上人口	2.4万人	2.7万人	2.6万人	3.1万人
85歳以上人口	8.5千人	9.3千人	1.0万人	1.2万人

・市内の地形は平坦で移動しやすく、住宅は密集しており、訪問系サービスの移動時間は比較的短時間で済む。
・近年、住宅型有料老人ホームが増加傾向。

B）介護SCR・医療SCRに基づく提供量

○介護SCR（2023年）

訪問系サービス	209.3
通所系サービス	84.0
居住系サービス	203.2
介護老人福祉施設	76.5
介護老人保健施設	45.5
介護医療院	35.2

○医療SCR（2022年）

入院	急性期一般入院料全体	182.7
	地域包括ケア全体	104.9
	療養病棟入院料全体	129.4
外来	外来受診全体	208.4
在宅	在宅時医学総合管理料等	220.9
	施設入居時等医学総合管理料等	138.7
	訪問看護指示料等	202.4

C）介護サービス需要の将来推計

	2025年	2030年	2035年	2040年
訪問系サービス	1倍	1.12倍	1.22倍	1.31倍
通所系サービス	1倍	1.17倍	1.19倍	1.34倍
居住系サービス	1倍	1.21倍	1.36倍	1.42倍
介護老人福祉施設	1倍	1.27倍	1.37倍	1.41倍
介護老人保健施設	1倍	1.26倍	1.34倍	1.44倍
介護医療院	1倍	1.28倍	1.35倍	1.44倍

【STEP2】 把握したデータの横断的分析

イ）AとBを俯瞰し、現状の提供体制の充足状況を把握
ロ）Bの介護SCRと医療SCRを比較、介護と医療に関する地域特性を把握
ハ）Cの2030年、2040年までの各期間、サービス間の増減幅を把握

イ）住宅が密集しており、移動時間も比較的短時間で済むところ、訪問系サービスの提供量が多いが、通所系サービスの提供量は少ない。

ロ）全国に比べて介護の訪問系サービス、居住系サービス、入院・外来・在宅医療の提供量は多いが、介護の施設系サービスの提供量は少ない。

ハ）介護サービス需要は、2030年、2040年ともに増加し続け、特に施設系サービス、居住系サービスの需要の増加幅が大きい。

【STEP3】 横断的分析を踏まえたサービス提供体制構築に向けた検討

STEP2までに把握、分析した内容を組み合わせ、現在の提供体制の維持又は拡充に向けた検討

・生産年齢人口が維持されること、介護SCR・医療SCRに基づく現在の提供量が全国に比べて多いことを踏まえ、現在の提供量を維持することで将来の需要増に対応できるか、稼働率等により受入可能な利用者数を踏まえた検討を行う。

・訪問系サービス、居住系サービスにより、サービス提供体制は維持されているものの、将来の需要増に対して、施設系サービスの拡充のため、全国に比べて施設系サービスの提供量が少ない要因分析や対応の検討を行う。

・住宅型有料老人ホームについても実態把握を行いつつ、将来の施設入所の需要増への対応をどのサービスで受けるべきか検討を行う。

<一般市等>

介護SCR活用のユースケース（一般市等の場合）

【STEP1】 地域特性、サービス提供量、将来推計の把握

A）人口動態、地理的特徴、社会資源

○人口推計

	2023年	2030年	2035年	2040年
総人口	20.4万人	18.2万人	16.5万人	15.1万人
生産年齢人口	10.3万人	9.5万人	8.8万人	7.3万人
65歳以上人口	7.3万人	6.7万人	6.3万人	6.2万人
75歳以上人口	4.2万人	4.4万人	4.2万人	3.6万人
85歳以上人口	1.2万人	1.6万人	2.1万人	2.2万人

・市内の地形は平坦であり、住宅は中心部以外は点在しており、訪問系サービスの移動時間は長い場合もある。

B）介護SCR・医療SCRに基づく提供量

○介護SCR（2023年）

訪問系サービス	87.9
通所系サービス	83.9
居住系サービス	84.1
介護老人福祉施設	120.5
介護老人保健施設	155.1
介護医療院	171.7

○医療SCR（2022年）

入院	急性期一般入院料全体	139.9
	地域包括ケア全体	99.7
	療養病棟入院料全体	86.0
外来	外来受診全体	119.7
在宅	在宅時医学総合管理料等	83.6
	施設入居時等医学総合管理料等	66.3
	訪問看護指示料等	95.3

C）介護サービス需要の将来推計

	2025年	2030年	2035年	2040年
訪問系サービス	1倍	1.08倍	1.11倍	1.09倍
通所系サービス	1倍	1.05倍	1.06倍	1.02倍
居住系サービス	1倍	1.08倍	1.12倍	1.07倍
介護老人福祉施設	1倍	1.09倍	1.17倍	1.14倍
介護老人保健施設	1倍	1.10倍	1.18倍	1.16倍
介護医療院	1倍	1.08倍	1.16倍	1.13倍

【STEP2】 把握したデータの横断的分析

イ）AとBを俯瞰し、現状の提供体制の充足状況を把握
ロ）Bの介護SCRと医療SCRを比較、介護と医療に関する地域特性を把握
ハ）Cの2030年、2040年までの各期間、サービス間の増減幅を把握

イ）2040年までに生産年齢人口は約３割程度減少し、65歳以上人口も減少するが、85歳以上人口は増加する。介護サービスのうち、訪問系サービス、通所系サービス、居住系サービスの提供量は少ないが、施設系サービスの提供量は比較的多い。

ロ）在宅医療、居宅介護サービスの提供量が少ない一方、入院医療、施設系介護サービスの提供量が多く、医療と介護で共通した傾向が見られる。

ハ）介護サービス需要は2035年をピークに2040年に向けて減少し、2035年にかけては施設系サービスの需要増が大きい一方、2035年以降は居住系サービス等の需要の減少幅が大きい。

【STEP3】 横断的分析を踏まえたサービス提供体制構築に向けた検討

STEP2までに把握、分析した内容を組み合わせ、現在の提供体制の維持又は拡充に向けた検討

・2040年に向けて生産年齢人口の減少が見込まれる一方で、 介護サービス需要は2035年にピークを迎えるところ、施設系サービスがすでに全国平均より多く提供されていることを踏まえ、在宅医療と合わせて、介護の訪問系サービス、通所系サービス等の拡充が可能か検討を行う。

・施設サービスでも一定の需要増に対応することを想定し、ICTの導入等による効率化が可能か検討を行う。

- 参考資料５

介護人材確保、人材推計関係

プラットフォームについて（介護人材確保の例）

- 地域の関係者のネットワークで「プラットフォーム」を構築し、関係者間で地域の現状の共有を図るとともに、各地域や事業所における課題を認識し、協働して課題解決に取り組む。※介護人材だけでなく、広く福祉人材の確保の観点から捉えることも必要

【第１層レベル】

既存の協議会等と一体的に運営するなど、地域の実情に応じて適切な連携・役割分担



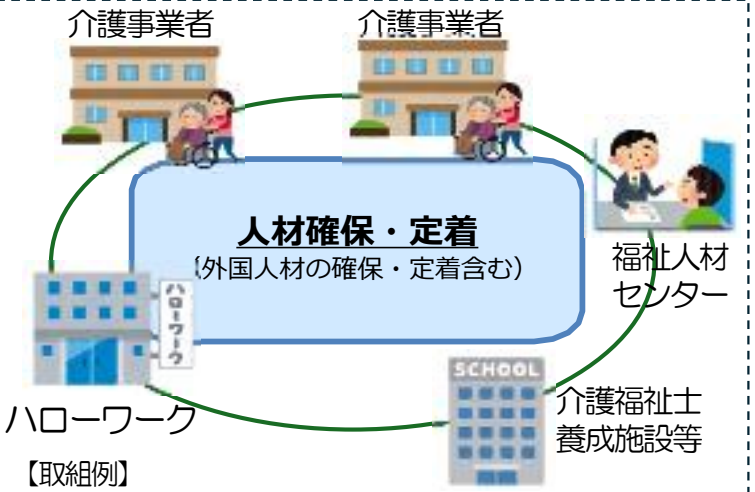
第１層・第２層の構成メンバーは地域の実情に応じてさまざまな関係者が参画することを想定

（役割・機能）

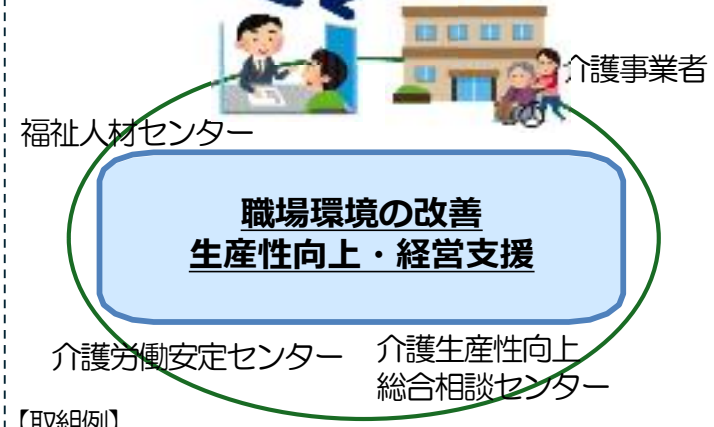
地域の実情に応じてプロジェクトを創設、ＰＤＣＡを回して評価
意欲のある関係者が集い、介護人材に関わる実践的な取組等を推進

【第２層レベル（※）】県よりも狭い圏域等

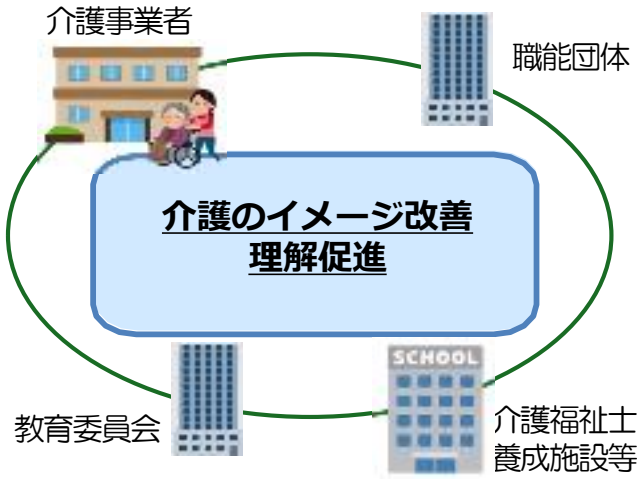
※地域の実情に応じて、第3層レベルなど、より重層的な取組も可能



【取組例】
介護職員が介護福祉士養成施設のゲストスピーカーに
介護事業者が共同で採用プロジェクトを推進
外国人材のマッチングから定着までの一体的支援



【取組例】
介護助手等への業務のタスク・シフト／シェアを図るための業務整理・切り出し支援
介護労働安定センターによる雇用管理改善・能力開発支援
生産性向上総合相談センターによるテクノロジー導入支援



【取組例】
介護福祉士による小中高への出前講座の実施
養成施設の学生による地域づくりへの協力

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会の取組

第６回社会保障審議会福祉部会
福祉人材確保専門委員会
令和７年11月10日

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会

- 質の高い福祉・介護人材の育成及び安定的な確保を目的として、関係者の役割分担と連携・協働により、計画的かつ一体的に事業を推進するため、平成24年2月に行政や関係団体で構成する推進組織 広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会 を設置（全国初）
- 平成24年度から、事業の3本柱（人材のマッチング、イメージ改善・理解促進、職場改善・資質向上）に沿って、3つの部会で事業を推進
- 令和6年度から、福祉介護人材の確保・育成・定着及び生産性向上に取り組むため、協議会を広島県介護現場革新会議としても位置付け、介護職場サポートセンターひろしま（通称：介サポひろしま）を開設し、介護生産性向上総合相談センター事業を開始し、3つの柱と2つの部会について見直しを実施

3つの柱で取組を推進

魅力発信　　人材のマッチング・資質向上　　職場改善・生産性向上

【構成員】
県、教育委員会、県市長会、県町村会、労働局、介護労働安定センター、県社協、福祉・介護・看護・障害の関係団体、職能団体等が幅広く参加

マッチング・魅力発信・資質向上部会

確保　育成　定着

- ●社会福祉人材育成センターによる無料職業紹介、就職フェア　等
- ●ホームページ（ふくしかいごネットひろしま）による情報発信　等
- ●学校訪問出前講座、魅力発信イベント、再就職支援、人材育成研修　等
- ●**地域協議会**※ による地域人材確保
 ※市町ごとの地域人材確保等推進協議会

職場改善・生産性向上部会

育成　定着　生産性向上

- ●生産性向上に係る取組支援　等
 介護職場サポートセンターひろしま
 （令和6年7月開設）
- ●魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしまの認証　等
- ●合同入職式、介護テクノロジー定着支援　等

きょうと介護・福祉ジョブネットの取組

R7京都府における介護・福祉人材確保・定着に向けた取組（検討体制）

令和6年度～令和8年度の3年間で新たに介護・福祉人材7,500人（府北部1,050人）の確保・定着を推進

施策の方向性

きょうと介護・福祉ジョブネット

介護現場の職員、関係団体、職能団体等が参集し意見を交わすプラットフォーム
プロジェクトチームやワーキンググループを設置し、人材確保・定着の取組を実施

幹事会
「福祉人材確保施策にかかる方向性確認・方針決定」

座長・コーディネーター会議（必要に応じて開催）
・WG等の連絡調整
・各WGに共通する課題の検討　等

ワーキンググループ（事業の企画・調整・実働）

- Ⅰ 介護・福祉人材総合支援センター事業の運営
- Ⅱ 福祉人材育成認証制度等の活用促進
 - 福祉人材育成認証事業推進会議
- Ⅲ 北部福祉人材養成システムの推進事業
 - 北部福祉人材確保・定着戦略会議
- Ⅳ 介護・福祉現場の革新
 - 外国人介護人材支援受入れに係る検討会

仕事理解促進チーム
（小・中・高生及び教員・保護者に対する介護・福祉の仕事に関する理解促進事業の広域的な実施）

業界魅力発信チーム
（若者の参入促進に資する業界の魅力発信事業の検討及び実施）※福祉系学部生だけでなく、一般学部生も対象

北部・福祉の学び創造チーム
（北部地域の魅力や地域資源を活かした福祉体験プログラムの構築及び施設・事業所の学生受入担当者の養成（指導方法の共有等））

協働戦略検討チーム
（介護・福祉現場において生産性向上を推進するための課題を明らかにし、必要な取組を検討）

看護職確保プロジェクトチーム
「潜在看護職の早期復帰システム」、「福祉現場における看護職の理解促進」

趣旨：介護・福祉人材の確保・定着のために関係機関・団体等の連携を促進するとともに、介護・福祉の仕事に関する啓発、情報提供等の活動を支援することにより、京都の介護・福祉人材の確保に資する。（平成21年設立）

呼びかけ：団体（幹事）

京都府社会福祉法人経営者協議会、京都府社会福祉施設協議会、京都市社会福祉施設連絡協議会、一般社団法人京都府介護老人保健施設協会、一般社団法人京都私立病院協会、公益社団法人京都府介護支援専門員会、一般社団法人京都社会福祉士会、一般社団法人京都府介護福祉士会、京都精神保健福祉士協会、公益社団法人京都府看護協会、一般社団法人京都府医師会、公益財団法人介護労働安定センター京都支部、特定非営利活動法人きょうとNPOセンター、京都介護福祉士養成施設協議会、社会福祉法人京都府社会福祉協議会、社会福祉法人京都市社会福祉協議会、京都労働局、京都市、京都府

仕事理解促進チーム

小・中学校の児童・生徒を対象に、授業を通して福祉の職場を知り、仕事の魅力に触れることで、高齢者・障害者福祉の現状や福祉の仕事について理解を深め、興味を持ってもらうことを目的に実施している。
〈取組事業例〉
〇次世代の担い手育成事業
・令和6年度実績：12校923名の小中学生が参加

北部・福祉の学び創造チーム

府内でも高齢化率が高く、福祉サービスのニーズが高くなっている京都府北部地域において、福祉人材を養成・確保し、職場定着を支援するとともに、小・中・高校生向けに福祉の魅力発信、大学生を対象とした現場体験の受入、多様な働き方の普及等様々な事業を総合的に実施している。

＜取組事業例＞
〇大学実習受入事業及び業界参入促進事業
・令和6年度実績：実際に北部地域へ行った実習生数51名
　実習受入数25事業所
・令和4年度～令和6年度までに少なくとも20名の学生が府北部の事業所に就職

介護福祉士養成学校との連携による地域を基盤とした介護助手普及促進

目的

介護助手の導入により介護サービスの質の向上や業務効率化・労働環境の改善を図り、介護職員の確保・定着につなげる。また、無理のない範囲で働ける柔軟な勤務形態を取り入れ、多様な人材を雇用することで、地域住民の健康や生きがいづくり、社会参加を促し、誰もが支え手となって地域の力で介護を支える取組みを地域全体で推進する。

取組内容

富山短期大学（県介護福祉士養成校協会事務局）が実施する「地域からの介護人材参入促進事業」と連携し、入門的研修受講者への周知活動を行い、介護助手就労希望者の掘り起こしとマッチングを支援する。

併せて、学校と福祉人材センターそれぞれが持っている介護助手の採用可能性がある事業所情報を共有することにより、効率的なマッチングを図る。

令和６年度　地域からの介護人材参入促進事業（県委託事業）

富山短期大学

（１）地域住民等への出前講座
介護福祉士養成校の学生や卒業生を公民館や、小中学校に派遣

老化や認知症、障害 介護の仕事とその魅力、Well-beingな地域づくり他

介護ロボット・ICTを活用した介護の仕事とは



魅力発信 理解促進



参加

周知

（２）介護に対する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的実施

①入門的研修基礎講座
ウエルビーイング介護サポーター初級(3H)
講義から学ぶ

②入門的研修業務体験
ウエルビーイング介護サポーター中級(3日)
ふれあいから学ぶ

修了者	富山西	富山北	計
基礎	49	45	94
体験	18	14	32

③入門的研修入門講座
ウエルビーイング介護サポーター上級(18H)
基礎知識・技術を分野ごとに学ぶ



	富山西	富山北	計
修了	14	9	23

連携

富山県福祉人材センター

介護を理解し応援する、ボランティアとして参加する、介護助手としてはたらく、介護職へステップアップなど、一人ひとりに合ったできるかたちで活躍を！



介護助手等普及推進員

参加

求職登録促進

修了証授与式・懇談会
センターの役割・機能を地域へ周知
参加者の学びや考えの共有
→相談しやすい関係づくり

①福祉人材センターの紹介
②介護助手の働き方
③具体的な事例紹介
④ お仕事相談　など

各講座終了時点での介護助手・ボランティアの希望

	回答数	希望	検討中	希望なし	無回答
基礎	94	14(15%)	52(55%)	24(26%)	4(4%)
入門	26	4(15%)	17(65%)	2(8%)	3(12%)

※入門講座の回答は修了日に参加したが修了していない人も含まれる

求職登録・マッチング
就労7人、マッチング中1人、春に予定3人、ポジティブに検討中4人

静岡県社会福祉人材センター

ハローワーク・介護労働安定センターとの連携

趣旨・目的

○静岡県社会福祉人材センターは、静岡労働局、ハローワーク、介護労働安定センター静岡支部と日常的に連携。
(ハローワーク連携調整会議：年２回　（参加者）労働局、拠点ハローワーク、人材バンク、人材センターの職員)

○人材センター主催の相談会の周知協力のほか、ハローワークへの出張相談を年間で定期開催。(共催事業)

○介護労働安定センターの実務者研修と人材センター主催の就職ガイダンス＆ミニ就職相談会を同時開催。

取組内容

○人材センター主催「ミニ就職相談会」にハローワーク職員も参加。

☆R６：14回実施　参加者342人、相談391件、求職登録67人、採用64人

介護労働安定センターの実務者研修受講者（49人）が、授業の一環として参加
（受講者には就職ガイダンスを事前に実施し、求職登録を案内）



○ハローワーク出張相談　（県内各地で定期開催）

ハローワークに出向き、マッチング担当者を講師とする就職ガイダンスと個別相談（福祉のお仕事相談）を実施する。

・12回/年×７か所 (富士、沼津、清水、静岡、焼津、島田)
・11回/年×１か所（三島）
・６回/年×６か所　(伊東、御殿場、富士宮、掛川、磐田、榛原)
・３回/年×１か所　(下田)

☆R６：122回実施　相談435件、相談求職登録167人、採用53人



参考資料4－1

地域包括ケア「見える化」システム地域分析に係る新たな機能及び指標のリリースについて

○ 23.0次リリースにかけて、順次、第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた地域分析に係る新たな機能及び指標のリリースを行う予定（一部機能は既にリリース済み）。

No.	機能分類	実現機能概要
1	国勢調査及び推計人口の500m人口メッシュ表示 （令和8年3月にリリース済）	• 500mメッシュ別の年代別人口データ（5年刻み、2050年まで）を地図上に表示する機能。地図上に介護施設・事業所の所在および同心円による距離と併せて人口データを表示する
2	需要・供給・医療介護連携に関する指標のレーダーチャート等 （令和8年5月にリリース済）	• 【レーダーチャート指標】：「地域の概況（需要）」、「サービス提供体制（供給）」、「医療介護連携」の観点から各指標を全国比の偏差値として、レーダーチャート化したもの • 【介護サービス自給率指標】：市町村内の事業所による給付月額が、当該市町村全体に占める割合を示す指標を追加。（「介護サービス自給率」という）介護サービス全体およびサービス種別ごとに表示する
3	事業所別の定員充足率、利用者数、直接処遇職員数の年次推移 （令和8年7月31日リリース予定）	• 事業所別の従事者数、利用者数、回転率、定員充足率の過去5か年推移を一覧化したデータ（Excel形式）を追加する

地域包括ケア「見える化」システム将来推計機能に係るリリースについて①（23.0次リリース（令和8年7月31日予定））

○ 23.0次リリースにおいて、第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた将来推計機能のリリースを行う予定。

No.	機能分類	実現機能概要
1	サービス・制度変更対応	• 住宅型有料老人ホームの入居者に係る新たな相談支援の類型として、「登録施設介護支援」を推計対象として追加する • 地域支援事業費として下記の費目を追加する 「審査支払手数料」　※暫定版で追加済み 「高額介護予防サービス相当事業等」　※暫定版で追加済み 「介護予防・地域ささえあいサポート拠点事業」 「特定地域居宅サービス等事業」 「介護情報利活用事業」 • 地域支援事業費から「利用者負担の見直しなどに伴う財政影響額」の費目を削除する　※暫定版で削除済み
2	自然体推計の支援	• 要介護認定率等の自然体推計において設定可能な伸びの選択肢に「出生年代別を考慮した直近５か年の伸び」を追加する • 要介護認定率等の各自然体推計の伸びについて視覚的に比較可能なグラフ（Excel形式）を追加する
3	保険料算定の精緻化	• 総給付費（財政影響額調整後）の費目として下記の費目を追加する ※暫定版で追加済み 「制度改正による影響額」 「介護予防等の取組による影響額」 「介護給付適正化事業による影響額」 「不正・不当利得返還による影響額」 • 保険料基準額対する割合の弾力化における段階の拡張（30段階） ※暫定版で追加済み

※将来推計機能（暫定版）は令和8年3月にリリース済み。

地域包括ケア「見える化」システム将来推計機能に係るリリースについて②
（24.0次リリース以降（令和8年9月下旬以降））

○ 24.0次リリース以降に第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた将来推計機能の更なる機能拡充を行う予定。

No.	機能分類	実現機能概要
1	都道府県の将来推計機能 （都道府県機能） （令和8年9月下旬リリース予定）	• 都道府県アカウントで管内保険者の将来推計を支援可能とする • 任意の時点で管内保険者の推計データを集計し、都道府県の総括表を作成できるようにする
2	推計データの提出機能 （令和8年9月下旬リリース予定）	• 推計データ等を都道府県へ提出する機能を追加する。提出可能となるデータや帳票は以下のとおり 「将来推計データ」 「地域分析・検討結果記入シート」 「第10期必要入所（利用）定員、入居定員総数調査票」 （都道府県版／市区町村版）
3	制度改正への対応 （令和8年12月下旬リリース予定）	• 保険料推計に係る算出式について「特定入所者介護サービス費等給付額」及び「高額介護サービス費等給付額」に介護報酬改定率を反映させる仕組みを追加する
4	地域区分の区分数の対応 （令和8年12月下旬リリース予定）	• 地域区分の見直しに伴う激変緩和措置に対応できるよう、地域区分単価を保険者個別に調整できる仕組みを追加する
5	保険料算定の精緻化 （令和8年12月下旬リリース予定）	• 保険料基準額に対する割合の標準段階区分の見直しに対応する
6	介護人材の需要推計機能(都道府県機能) （令和9年1月下旬リリース予定）	• 第10期介護保険事業（支援）計画向けに介護人材需要推計機能の改修を行う
7	介護人材の需要推計機能(市区町村機能) （令和9年1月下旬リリース予定）	• 介護人材需要推計を市区町村においても利用可能とする（市区町村単位での需要推計のシミュレーション機能）